

平成25年7月8日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

神奈川県知的障害福祉協会
会 長 安藤 浩 己

神奈川県身体障害施設協会
会 長 田中 誠 一

神奈川県民間知的障害施設協同会
会 長 藤澤 学

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会 長 松屋 直 人

神奈川県におかれましては財政状況の厳しい中、障害児者の地域生活支援に特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、神奈川県では緊急財政対策本部が平成24年9月に策定した「神奈川県緊急財政対策案」に沿って、財政再建に向けて補助金などの見直しを進めていますが、私達は、補助金の廃止や削減、交付金化などの見直しに対し大きな危惧を抱いています。こうした状況に対し、平成24年12月21日に当事者団体や障害関係団体と緊急集会を開催し、福祉を取り巻く補助制度は、障害児者の基本的な人権と地域移行や地域での社会生活を支える上で必要不可欠なものであり、さらなる充実を図るべきものであるという決議文が採決され、県知事に提出させていただきました。福祉先進県と言われている神奈川県の独自性ときめ細かな施策が継続されることを強く望み、下記の事項についてご配慮くださいますよう要望します。

1 緊急財政対策について

緊急集会で採決された決議文で、私達は緊急財政対策案に掲げられた障害福祉関連事業の改悪に反対するとともに、当事者や関係団体の意見を十分に反映させることを求めましたが、引き続き、「障害者の命と暮らしを保障するための現行制度の維持」、「障害者の地域生活を支える事業費の削減や交付金化に反対」、「障害者支援に従事する人材の確保や施設整備などの支援環境を維持するための補助金削減の反対」、「専門性を確保するために必要な県立施設の見直しの反対」、「当事者や関係団体の意見を十分に反映させる」の5項目の実現を要望します。

2 市町村地域生活サポート事業の充実について

(1) 地域生活サポート事業の交付金化について

地域生活サポート事業は、障害者が安心して地域生活を送るために重要な事業と考えています。関係団体の調べでは、県内29市町村（横須賀市は除く）のうち、22事業を一つも予算化していない市町村が8市町村あり、県が緊急財政対策として検討を進めようとしている交付金化は、補助金抑制による補助額の減少等、在宅福祉対策支援への多大な影響が考えられます。私達は、市町村格差を助長する恐れがある交付金化には強く反対するとともに、県の主導のもとで障害福祉施策を推進するため、現行補助の継続を要望します。

(2) 地域格差の是正について

上記のように、県が推進する地域生活サポート事業のうち個別給付事業を実施する市町村が依然少ないのが現状です。政令市や事業を実施している市町村との地域格差を解消し、県民全ての利用者の支援が充実していくように全ての市町村が地域生活サポート事業の個別給付事業を実施するよう働きかけるとともに、市町村が実施可能な環境の整備について要望します。

また、報酬体系の中には、市町村ごとに地域区分が設定されており、級地加算が施設運営に大きな影響を及ぼしています。こういった地域格差の是正についての取り組みをお願いするとともに地域区分による地域格差が拡大しないように国に働きかけることを要望します。

3 施設整備について

(1) 入所施設の施設整備について

知的障害福祉協会調査では入所施設で築30年以上の施設は9施設あり、また、昭和56年6月1日 建築基準法施行令改正（新耐震）前に建設された施設が7施設あります。ライフラインの経年劣化や施設設備の老朽化、耐震対策などの問題を抱えているとともに地域の中核的な機能を果たしていけるように、人権に配慮した個室化・小規模化・小舎化の推進、入所者の重度化や高齢化によるバリアフリー化、障害者虐待防止法に関連した緊急避難先など、生活の場としての課題を解消する必要が生じています。広域的な観点から入所施設の整備については県が継続的、計画的に予算措置を行うことを要望します。

(2) 通所施設の施設整備について

同様に通所施設で築30年以上の施設は12施設、建築基準法施行令改正（新耐震）前に建設された施設が10施設あり、老朽化と耐震対策の課題があります。日中活動施設・事業の改修等についても利用者が市町村を超えて広域的に利用している現状を踏まえ、県が責任を持って実施することを要望します。特に、地域移行の進展や高等部卒業後の障害者の増加を鑑み、地域の中で安定した日中活動の場を確保することは急務となっています。通所施設の専門性や地域性、機能性等を考慮した計画的な施設・事業所等の整備や拡張について要望します。

(3) 補助の継続について

福祉・医療機構等の借入れに関する民間社会福祉施設整備借入償還金補助及び社会福祉事業振興資金借入金利子補給費に関する補助金の継続を要望します。

4 相談支援体制の充実について

相談支援専門員の養成、専門性などの資質向上の研修会について県が積極的に取り組んでいる現状は理解しています。しかし、平成27年度末までに、福祉サービスを利用しているすべての障害者を対象にサービス等利用計画の作成が義務付けられている中で、従事している相談支援専門員の数が増えつつも、多くの市町村で作成されていないという状況があります。厚生労働省調査では、平成22年4月現在、研修終了者数40,730人、相談支援従事者数5,465人と、研修修了者の13.4%しか相談支援専門員として従事していない現状にあります。神奈川県においても、平成22年度末現在、研修修了者2,150人、相談支援従事者253人と、研修を終了しても11.8%しか従事していない現状にあります。このことは実務についてもそれに見合った収入が見込めないという制度自体の問題と言わざるを得ません。

直近の課題である平成27年3月までのサービス利用等計画作成のため事業所の増設及び相談支援専門員の増配置は急務と考えられ、そのためにも当面の間、時限的な人件費補助を創設し、円滑な相談支援体制の整備を要望します。

5 グループホーム・ケアホームの運営費補助の継続について

神奈川県ではグループホーム・ケアホームに対する運営費補助により国基準より多い人員配置が可能になっています。緊急財政対策で、この補助金が交付金化等への見直しが進むと市町村間による格差がさらに拡大し、多くの事業所の運営が困難になり、ホーム設置数が後退することが懸念されます。ホームの充実が見込めない状況では障害者の地域生活移行が著しく停滞する恐れが考えられ、今後とも運営費補助を継続することを要望します。

6 福祉人材の確保と定着について

協会調査では、86%の施設が求人活動を行っていますが、採用に対して満足している施設は64%に留まり、常勤職では28%、非常勤職では38%の施設が職員不足を感じている現状が見られています。求人に見込めない理由として、「優秀な人材が集まらない」「人数が集まらない」など、福祉分野への就職希望の減少が垣間見えます。こうした現状を踏まえ、将来の職業選択として福祉分野が位置づけられるよう、県が率先して、小学・中学・高校教育等に対し、福祉や障害、介護に関する理解や関心を深められるよう広報活動を行うとともに、福祉・介護の人材確保と定着に向けた取り組みを要望します。

7 利用者の工賃向上など、柔軟な運営について

(1) 官公需の障害福祉事業所等への優先発注等について

利用者工賃の向上を目的に、平成25年4月より施行された「障害者優先調達推進法」の精

神に基づき、市町村の範となるよう障害福祉事業所への発注の推進を確実に図っていただきたい。また、法令に基づく随意契約の発注見通しを公表いただくとともに、市町村に対し、障害者団体向けの調達公表も推進する様、働き掛けを要望します。

(2) 施設外就労について

施設外就労については、企業就労支援及び工賃向上にとって、非常に優れた制度であります。最低定員等の基準により、小規模事業所で実施し難い状況にあります。最低定員の撤廃や複数事業所による共同実施が出来る様、基準の見直しを要望します。

(3) 就労継続支援B型利用要件について

就労継続支援B型の利用は、利用に先立って就労移行支援事業の利用が求められるため、養護学校等の卒業生が、就労継続支援B型事業利用を希望しても、卒業後直ぐに利用できないという不合理が生じています。在学時における養護学校等のアセスメントにより、卒業後直接利用できるよう要件の緩和を要望します。

(4) 上記(2)、(3)については国にも働きかけることを要望します。

8 その他

水道料金の減免制度の見直しは、施設運営に多大な影響が生じるだけでなく、生活介護における入浴や就労支援などにおけるクリーニング作業など、利用者の生活面においても影響が懸念されます。神奈川県が独自に展開してきた福祉に対する補助事業が、福祉先進県と呼ばれた神奈川の福祉の土台を作ってきたと思います。他地域に追随するような考えは、今まで神奈川県が進めてきた独自性を無視することになり、今後とも減免制度を継続するよう要望します。